

吉野作造記念館だより

〈編集・発行〉特定非営利活動法人 古川学人

日本国憲法公布六十年

鈴木文治 没後六十年

民本主義唱えて九十年・中央公論百二十年

館長 田中昌亮

●日本国憲法公布六十年。憲法学者・原秀成氏は『日本国憲法制定の系譜1』で吉野と日本国憲法の関係を明らかにした。河北新報・二〇〇五年一月三十一日から紹介しよう。

「大正デモクラシーの旗手、吉野が、新聞紙上に軍部批判の記事を掲載したのは一九二二年。陸海軍大臣の現役武官制が、軍部による内閣支配を可能にしたと厳しく批判した。

これが翻訳されて海外に伝えられ、後にポツダム宣言第六項の軍国主義排除規定となった経緯を紹介。さらにこれが米国の日本国憲法制定の方針となり、戦争放棄と軍備力の不保持をうたった現憲法の平和条項（九条）に結びついたという。」

秋には「憲法展」を開催したい。

●一九二二年に友愛会（全国的労働組合組織）を創設した鈴木文治の没後六十年である。

鈴木は金成出身で旧制古川中学校（現古川高等学校）の第一回卒業生である。

一九一九年には大日本労働同盟友愛会、一九二一年に日本労働総同盟と改称し発展をとげた。吉野とは終生厚い友情によって結ばれていた。諏訪公園には一九六五年に記念碑が建てられた。題字は元首相片山哲が揮毫。碑の吉野作造記念館への移転を考えたい。

●中央公論新社創業百二十年。吉野が『中央公論』誌上で民本主義を唱えて九十年。中央公論の出版は反省会雑誌である。反省会というのは、禁酒して、真剣な態度で人生に臨むことを誓った若い仏教徒の集まりであった。反省会雑誌から反省雑誌に、そして中央公論に名前が変わっていった。一九一三年吉野がヨーロッパ

から帰ってきた。その時、吉野の後輩、滝田栲陰が吉野に論文執筆を依頼した。そして、一九一六年吉野は「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」という長大な論文を発表し民本主義を説く。

●二〇〇九年より陪審員制度を採用することが決定している。吉野は一九一九年九月号の『中央公論』に「陪審員制度採用の議」を発表している。一部を引用する。

「常識の判断は如何なる場合に於ても法律家の形式的判断よりも有力である。已に法律其物が時勢の進展に伴って改正せらるべき者たる以上、之に道德的權威を認めんとするのは正当ではない。そこで此と彼との間に調和を計るべき何等かの仕組みが必要となるのである。所謂陪審制度要求の聲は実に此根拠に出づるものにならない。」

「陪審制度」についての講演会、講座等を開催したい。

河北新報1947(昭22)年5月14日掲載懸賞入選論文



NPO法人
古川学人 理事長
佐々木 源一郎

NPO法人（特定非営利活動法人）古川学人は、吉野作造記念館の管理・運営を受託して満四年になりますが、この度、改めて古川市より指定管理者の指定を受けました。

指定管理者制度の意義は、NPO法人の持つ能力を活用し、住民に対するサービスの向上と地域福祉の一層の増進を図ることにある。

したがって、従前以上に民間組織の特性を発揮して、顕彰型事業・発信型事業・記念館活用型事業と三つに分類し、弾力的に取り組んでまいります。特に将来を担う人材育成と未来に継承する責務、吉野家及び吉野先生と接触をもった生の情報・資料などを収集・保存することが緊急の課題だと考えます。

また、最近「読売・吉野作造賞」を受賞された先生方と緊密に連携して全国に向けての情報発信の機会を準備いたします。

記念館の存在意義を高め、積極的に活用するため、NPO法人の会員をより拡大強化する必要があります。

何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。